

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（575））

2. 日時：平成30年1月9日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、伊藤安全審査官、江崎安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

森技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他13名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ 担当

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」及び「第5条 津波による損傷の防止」について、本日の提出資料を用いて、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<第4条 地震による損傷の防止>

- 大物搬入口建屋の構造概要として、コンクリート板の設置状況を示しているが、分かりにくいので、基礎構造も含め立体図で提示すること。
- 大物搬入口建屋が地震により損傷した場合でも、キャスクトレーラは原子炉建屋付属棟に移動することが可能としているが、その根拠について詳細設計資料において具体的に提示すること。
- 大物搬入口建屋の損傷による耐震Sクラス設備への波及的影響について、間接支持構造物としての原子炉建屋への影響を含め網羅的に整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止